

【表紙】

| | |
|------------|--|
| 【提出書類】 | 意見表明報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成24年 8月14日 |
| 【報告者の名称】 | 株式会社シダー |
| 【報告者の所在地】 | 福岡県北九州市小倉北区大畠 1丁目 7番19号 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 同上 |
| 【電話番号】 | 093-513-7855（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 常務取締役管理本部長 松尾 剛 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社シダー （福岡県北九州市小倉北区大畠 1丁目 7番19号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目 8番16号） |

- （注1）本書中の「当社」とは、株式会社シダーをいいます。
- （注2）本書中の「公開買付者」とは、高齢社会戦略1号投資事業有限責任組合をいいます。
- （注3）本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- （注4）本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- （注5）本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- （注6）本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- （注7）本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとし、
- （注8）本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 高齢社会戦略1号投資事業有限責任組合
無限責任組合員 A C A株式会社
代表取締役社長 東 明浩
所在地 東京都千代田区平河町二丁目16番15号

2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、本資本・業務提携契約（以下「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「本公開買付けの概要」にて定義します。以下同じとします。）を締結し、公開買付者との間で強固な提携関係を構築することが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資すると判断し、平成24年8月13日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した取締役（取締役4名中、出席取締役3名（うち社外取締役1名））の全員一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議いたしました。一方で、本公開買付けにおける当社株式の買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）に関しては、最終的には公開買付者と当社大株主（以下「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「本公開買付けの概要」にて定義します。以下同じとします。）との協議・交渉の結果等を踏まえ決定されたものであること、及び本公開買付けは当社株式の上場廃止を企図するものではなく、当社としても、本公開買付け成立後も引き続き当社株式の上場を維持する方針であることから、当社株主の皆さまとしては本公開買付け後も当社株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けへの応募については、株主の皆さまのご判断に委ねることを決議いたしました。なお、当社の取締役のうち代表取締役社長である山崎嘉忠（所有株式数：1,457,722株、所有割合：25.40%、以下「山崎氏」といいます。）は、公開買付者と本株主間契約（以下「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「本公開買付けの概要」にて定義します。以下同じとします。）を締結していることに鑑み、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する意見表明のための取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

また、上記取締役会には社外監査役2名を含む当社の監査役の3名全員が出席し、当社取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明すること、また、本公開買付けへの応募については、株主の皆さまのご判断に委ねることを決議することに、監査役として異議がない旨の意見を述べております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より本公開買付けの概要に関し、以下の説明を受けております。

公開買付者は、無限責任組合員であるA C A株式会社（以下「A C A」といいます。）及び有限責任組合員である株式会社損害保険ジャパン（以下「損害保険ジャパン」といいます。）が、本公開買付けを通じて当社の普通株式を取得及び保有すること等を目的として平成24年7月27日に設立された投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく投資事業有限責任組合とのことです。

A C Aは、平成17年4月に日興アントファクトリー株式会社（現：アント・キャピタル・パートナーズ株式会社）の戦略投資部門を母体として設立され、介護業界など業界特化型ファンドの運営を事業としている投資会社であり、平成23年12月末現在、約500億円程度の投資残高があるとのことです。

損保ジャパングループは、完全親会社であるN K S Jホールディングス株式会社の下、損保ジャパン及び関係会社（子会社44社及び関連会社15社、平成24年3月末現在）によって構成されており、損害保険事業、生命保険事業及びその他の事業を営んでおります。損保ジャパングループは「お客さま評価日本一の保険グループ」になることを最重要の戦略目標に掲げ、全社員・全代理店が「お客さまが何を望んでおられるのか」「お客さまに何ができるのか」を考え、保険の募集から保険金のお支払いまで、すべてのプロセスでお客さまに最高の満足と安心を提供することに取り組んでいます。なお、損保ジャパンは平成26年度上半期を目処に、日本興亜損害保険株式会社と合併する予定です。合併新会社となる「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」では、最もお客さまに評価される損害保険会社になることを最重要の経営戦略目標とし、持続的な成長を目指していくとのことです。また、損害保険事業の社会的使命を踏まえ、引き続き持続可能な社会づくりに貢献していくとのことです。今般、公開買付者は、株式会社大阪証券取引所が開設するJ A S D A Qスタンダード市場（以下「J A S D A Q」といいます。）に株式を上場している当社との間で、当社の有するノウハウ・人材等と公開買付者（本組合員）が有するネットワーク・信用力等を持ち寄り当社の持続的成長に取り組むことを目的

として、平成24年8月13日付で資本・業務提携契約書（以下「本資本・業務提携契約」といい、同契約に基づく提携関係を「本資本・業務提携」といいます。本資本・業務提携契約の内容につきましては、後記「(4)本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本資本・業務提携契約」をご参照ください。）を締結しました。そして、公開買付者は、本資本・業務提携の一環として当社の議決権の34%を保持することを目的として、当社株式の1,950,900株（当社が平成24年8月13日に提出した第32期第1四半期報告書に記載された平成24年6月30日現在の発行済株式総数（5,738,000株）に対する所有株式数の割合（以下「所有割合」といい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。）：34.00%）を買付予定数の上限とする本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

公開買付者は、本公開買付けに際し、当社の主要株主である株式会社ビジネストラスト（所有株式数：944,500株、所有割合：16.46%）並びに当社の創業者である蒲池真澄氏（所有株式数：220,000株、所有割合：3.83%）及び蒲池真澄氏の親族である蒲池昭子氏（所有株式数：100,000株、所有割合：1.74%）、当社の創業時から創業者の有力支援者である鶴崎直邦氏（所有株式数：210,700株、所有割合：3.67%）及び藤井茂氏（所有株式数：100,000株、所有割合：1.74%）との間で、平成24年8月13日付で応募契約（以下「本公開買付応募契約」といいます。）を締結し、それぞれが所有する当社株式の全て（合計1,575,200株、所有割合：27.45%、以下「本応募対象株式」といいます。）について本公開買付けに応募する旨を合意しているとのことです。

また、公開買付者は、当社の代表取締役社長である山崎氏との間で、平成24年8月13日付で株主間契約書（以下「本株主間契約」といいます。株主間契約の内容につきましては、後記「(4)本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本株主間契約」をご参照ください。）を締結しており、山崎氏と公開買付者のいずれかが当社の株式につき処分又は追加的取得を望むときは、両者で事前に協議すること等を合意しております。なお、山崎氏は、本公開買付け後も引き続き、当社の代表取締役として経営に関与する予定です。

なお、本公開買付けにおいては、本応募対象株式である1,575,200株（所有割合：27.45%）を買付予定数の下限として設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,575,200株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。また、本公開買付けは当社株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は、本公開買付けにおいて、主として本応募対象株式を取得し、当社の議決権の34%を保持することを目的としていることから、応募株券等の数の合計が買付予定数の上限1,950,900株（所有割合：34.00%）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行うとのことです。

本公開買付けに賛同するに至った背景及び理由並びに意思決定の過程

当社は、子会社1社を含む当社グループとして、九州・山口地区及び関東地区を中心に、介護保険法の適用を受けるサービスの提供を主たる事業として、利用者の送迎・入浴等デイサービスの提供を行う「デイサービス事業」、有料老人ホーム・グループホーム・小規模多機能型居在宅介護及び老人マンション等の施設サービスの提供を行う「施設サービス事業」及び訪問看護・訪問リハビリ・訪問ヘルパー・ケアプラン作成等在宅サービスの提供を行う「在宅サービス事業」を展開しております。

当社が属する介護サービス業界においては、平成24年4月に介護報酬の改定が実施され、平成23年6月に成立した「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴う新たな介護サービス等への対応や、診療報酬との同時改定に伴う医療と介護の機能分化・連携の強化などが求められております。

このような状況のもと当社グループは、デイサービス事業においては、デイサービスセンターの新規開設や、既存施設の施設稼働率を上昇させるためリニューアルをすすめ、新規利用者の獲得とサービスの向上に努め、施設サービス事業では、有料老人ホームを新規開設し、積極的な営業活動を展開するとともに、既存施設においては入居率の向上に注力してまいりました。また、在宅サービス事業においては、利益率の改善のため人員配置や業務手順の見直し、リハビリセンターの統合等、効率的な運営に注力してまいりました。

A C Aは、業界初の介護特化型ファンドであるアント・ケアビジネス1号を平成18年3月に立ち上げ、介護事業運営会社への投資及び経営参画・事業支援を実施してきたとのことです。さらに、同2号を運営し、介護事業、医療周辺事業への投資を実施してきたとのことです。A C Aはこれらのファンドを通じて、ヘルスケア業界での知見獲得とネットワークを構築し、平成18年頃より、当社の経営陣とも意見交換・情報交換を不定期に行ってまいりました。

損保ジャパングループでは、社会・経済制度の変化に伴うリスクの多様化から生まれるお客さまのさまざまなニーズにお応えしていくために、損害保険事業、生命保険事業に加えて、お客さまの中長期的な資産形成の支援や、さまざまなリスクの予防、軽減、管理などのサービスといった分野についても、高水準の商品・サービスを提供できる体制を構築しているとのことです。ヘルスケア事業においては、株式会社全国訪問健康指導協会と株式会社損保ジャパン・ヘルスケアサービスが、心と身体の両面から健康増進・疾病予防サービスを提供しているとのことです。損保ジャパンでは、ヘルスケア事業の事業化第一弾として平成17年にオムロンヘルスケア株式会社と合併で、生活習慣病予防サービスを提供する株式会社ヘルスケア・フロンティア・ジャパンを設立したとのことです。平成21年1月には、保健指導サービス事業の最大手である株式会社全国訪問健康指導協会の全株式を損保ジャパンが取得し、同年4月1日付で株式会社ヘルスケ

ア・フロンティア・ジャパンとの合併を実施したとのことです。当該合併により、国内全域で高品質なサービスを提供できる、わが国最大規模となる全国約1,000名の保健指導カウンセラーネットワークを確立したとのことです。平成19年4月に設立した損保ジャパン・ヘルスケアサービスは、企業の重要な経営課題であるメンタルヘルス対策を総合的に支援し、従業員支援プログラム（EAP：Employee Assistance Program）の提供と企業の経営陣、人事労務部門及び産業医を中心とする産業保健スタッフが抱える課題の解決に向けた「総合的なソリューション」を提供しているとのことです。

また、損保ジャパンは、上記に加えて、超高齢社会のニーズに応えるため、ヘルスケア事業に加え介護サービス事業への進出を検討してきたとのことです。今般、ACAが投資業界で初めて介護特化型ファンドを立ち上げるなど、業界での知見やネットワーク等を有していることを評価し、お互いに協調して事業展開を進めることとしたとのことです。

ACAと損保ジャパンは、介護サービス事業参入の検討の中で、病院グループのリハビリ部門からスタートした当社が、高いリハビリ技術を持ち、有料老人ホームに加えデイサービス、訪問看護を併せた複合サービスを全国各地域で提供していることから、ACAの経営管理手法及び損保ジャパンの地域ネットワークを活かせる事業パートナーとして最適であると考えたとのことです。併せて、真のサービス産業に進化していく会社として、お客さまとその家族の生涯にわたる「安心・安全・健康」に関するヘルスケア分野のサービスをより広範囲に提供することが可能になると考えたとのことです。

かかる状況下、ACAと損保ジャパンとは協調しながら、平成23年6月頃より、当社の持続的な企業成長・企業価値向上を目的に、様々な可能性について当社経営陣と意見交換を開始しました。そして、当社は、平成23年11月頃、ACAがこれまで投資してきた投資案件の成長実績、将来的な事業提携の可能性等、積極的な事業戦略の遂行支援や損害保険ジャパンによる経営人材の補強、営業網との連携推進等による経営支援策の説明を受け、当社（の経営陣）に対する本資本・業務提携契約に係る初期的な提案を受けました。

当社は今後の事業拡大・企業価値向上のためには、積極的な先行投資及び経営体制の強化が必要と考えており、経済状況・政府の政策等にも大きく左右される当社を取り巻く市場環境に対応しようと様々な可能性について検討を重ねておりました。しかし、積極的かつ大規模な先行投資は、短期的には、拠点新設に伴う人件費や固定資産への投資による償却費等、コストの大幅な増加が必然的に伴うこと、また、既事業者の事業拡大及び新規参入事業者の増加が予想され、競争の激化により、業績に影響を与える可能性も否定できません。一方、当社はACAに対して、ヘルスケア業界への投資実績や投資実行後の支援ノウハウを有しているとの認識を持っていました。加えて、損保ジャパンが日本有数の損害保険会社であり、長年にわたり培われた信用・信頼感を高く評価しておりました。そこで、当社の経営陣は、公開買付者から受けた提案内容を様々な角度から慎重に時間をかけて検討し、方向性の確認を行いました。その後、当社、当社大株主及び公開買付者は、本公開買付けの実施の是非及び条件等について具体的に、それぞれ協議・交渉を重ね、平成24年8月13日に本公開買付けの実施を決定したとのことです。

本公開買付け成立後、公開買付者は、当社との間で締結した本資本・業務提携契約に基づき、当社との関係強化に取り組むとのことです。すなわち、公開買付者は、同契約の締結後最初に開催される当社の株主総会において承認決議がなされることを前提に公開買付者の議決権割合に応じた取締役を派遣すること、及び当該取締役の派遣に先立って、当社の経営会議について、当社と協議の上当社の取締役会に提出される議案を事前に協議する等の役割を持つ機関とする見直しを行い、その構成員1名を派遣すること等により、当社役員と共に当社の企業価値の向上を図る体制を構築する予定とのことです。なお、公開買付者から派遣する取締役及び経営会議の構成員の候補者は現時点では未定であり、本公開買付け成立後に公開買付者と当社が協議して決定する予定ですが、山崎氏は、本公開買付け後も引き続き、当社の代表取締役として経営に関与する予定です。また、当社は、損保ジャパンの関連会社となる予定です。

(3) 買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び当社とは独立した第三者機関であるみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）から平成24年8月10日に株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得して、その参考としているとのことです。なお、公開買付者は、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

みずほ証券は当社の株式価値を算定するにあたり、当社の財務状況、当社株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価をすることが適切であると考え、市場株価基準法、類似企業比較法及びディスカунテッド・

キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行ったとのことで

す。
市場株価基準法では、基準日を平成24年8月10日として、基準日終値（402円）、直近1ヶ月の終値の取引高加重平均（408円）、直近3ヶ月の終値の取引高加重平均（401円）、直近6ヶ月の終値の取引高加重平均（410円）を採用し、1株当たり株式価値の範囲を401円から410円までと分析しているとのことです。

類似企業比較法では、上場会社の中から当社と事業内容等が類似する企業を複数選定し、市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて当社の株式価値を分析し、1株当たり株式価値の範囲を583円から683円までと分析しているとのことです。

DCF法では、当社の財務見通し、みずほ証券が提出を受けた当社に関する情報、直近までの業績動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の将来の収益予想に基づき、当社の企業活動によって生み出されると見込まれる将来のキャッシュ・フローを想定し、それらを一定の割引率で現在価値に割り引いて株式価値を分析し、1株当たり株式価値の範囲を565円から667円までと分析しているとのことです。

公開買付者は、本公開買付価格について、本株式価値算定書の算定結果を参考にしつつ、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社株式の市場株価の動向等を総合的に勘案し検討し、当社大株主との協議・交渉を経て、平成24年8月13日に本公開買付価格を1株当たり610円と決定したとのことです。

本公開買付価格は、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成24年8月10日のJASDAQにおける当社株式の終値402円に対して51.74%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去1ヶ月間の終値の単純平均値408円（小数点以下を四捨五入）に対して49.51%（小数点以下第三位を四捨五入）、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値396円（小数点以下を四捨五入）に対して54.04%（小数点以下第三位を四捨五入）、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値405円（小数点以下を四捨五入）に対して50.62%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっているとのことです。

当社における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

当社は、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、本資本・業務提携契約を締結し、公開買付者との間で強固な提携関係を構築することが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資すると判断し、平成24年8月13日開催の当社取締役会において、審議及び決議に参加した取締役（取締役4名中、出席取締役3名（うち社外取締役1名））の全員一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議いたしました。一方で、本公開買付け価格に関しては、最終的には公開買付者と当社大株主との協議・交渉の結果等を踏まえ決定されたものであること、及び本公開買付けは当社株式の上場廃止を企図するものではなく、当社としても、本公開買付け成立後も引き続き当社株式の上場を維持する方針であることから、当社株主の皆さまとしては本公開買付け後も当社株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けへの応募については、株主の皆さまのご判断に委ねることを決議いたしました。なお、当社の取締役のうち山崎嘉忠氏は、公開買付者と本株主間契約を締結していることに鑑み、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する意見表明のための当社取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

また、上記取締役会には社外監査役2名を含む当社監査役の3名全員が出席し、当社取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明すること、また、本公開買付けへの応募については、株主の皆さまのご判断に委ねることを決議することに、監査役として異議がない旨の意見を述べております。

(4) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

本資本・業務提携契約

公開買付者は、当社との間で、本公開買付けに関連して、平成24年8月13日付で「資本・業務提携契約書」を締結しました。本資本・業務提携契約は、当社の有するノウハウ・人材等および公開買付者（本組合員）が有するネットワーク・信用力等を持ち寄り当社の持続的成長に取り組むことを目的としています。同契約のもとで、公開買付者は、当社の議決権の34%を保持し、また、()同契約締結後最初に開催される当社の株主総会において承認決議がなされることを前提に公開買付者の議決権割合に応じた取締役を当社に派遣すること、及び()当該取締役の派遣に先立って、当社の経営会議について、当社と協議の上当社の取締役会に提出される議案を事前に協議する等の役割を持つ機関とする見直しを行い、その構成員1名を派遣すること等により、当社役員と共に当社の企業価値の向上を図る体制を構築する予定とのことです。このほか、当社が合併、会社分割、株式交換及び株式移転、既存の介護事業からの撤退、保険業法上、保険会社の関連法人等が行うことができない事業、その他の重要事項を行うときには、公開買付者の事前同意を要することが規定されています。

本公開買付応募契約

公開買付者は当社大株主との間で、平成24年8月13日付で「応募契約」を締結し、それぞれが所有する当社株式の全て

(合計1,575,200株、所有割合：27.45%)について本公開買付けに応募する旨を合意しているとのことです。

本株主間契約

山崎氏と公開買付者は、本公開買付けに関連して、平成24年8月13日付けで「株主間契約書」を締結し、公開買付者が合理的理由なく山崎氏の取締役解任を請求せず、山崎氏が公開買付者の同意なく当社の代表取締役を辞任しないこと、山崎氏と公開買付者のいずれかが当社の株式につき処分又は追加的取得を望むときは、両者で事前に協議すること、山崎氏が当社の役員又は従業員である間及び自己の責に帰すべき事由で当社の役員又は従業員のいずれでもなくなった日から3年間、当社と直接的又は間接的に競業しないことを合意しているとのことです。なお、山崎氏は、公開買付者との間で、共同して当社株券等を取得し、若しくは譲渡し、若しくは当社株券等の発行者の株主としての議決権その他の権利を行使すること又は当社株券等の買付け等の後に相互に当社株券等を譲渡し、若しくは譲り受けることについての合意はしていないとのことです。

(5) 本公開買付け後の株券等を更に取得する予定の有無

公開買付者は、本資本・業務提携の一環として、本公開買付けを実施し当社の議決権の34%を保持することを目的としており、本公開買付けによりその目的を達した場合には、現時点で、本公開買付け終了後に当社の株券等を追加で取得することは予定していないとのことです。なお、本公開買付けが成立したものの、当社の議決権の34%を保持するという目的が達成できなかった場合でも、現時点で、本公開買付け終了後に当社株式を追加で取得することは予定していないとのことです。

(6) 上場廃止となる見込みの有無について

本公開買付けは当社株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は1,950,900株（所有割合：34.00%）を上限として本公開買付けを実施いたしますので、当社株式は本公開買付け終了後もJASDAQの上場は維持される予定です。

4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

| 氏名 | 役職 | 所有株式数（株） | 議決権の数（個） |
|--------|---------|-----------|----------|
| 山崎 嘉忠 | 代表取締役社長 | 1,457,722 | 14,577 |
| 座小田 孝安 | 専務取締役 | 286,986 | 2,869 |
| 松尾 剛 | 常務取締役 | 21,379 | 213 |
| 川野 好彦 | 取締役 | 9,989 | 99 |
| 計 | | 1,776,076 | 17,758 |

（注1）所有株式数及び議決権数は本報告書提出日現在のものです。

5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。